

議第二十九号

岐阜県財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十一年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県財政状況の公表に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「行なう」を「行う」に改める。

第三条第一項中「の各号」を削り、同項第四号中「前各号」を「前三号」に改める。

第四条第一項中「岐阜県公報により行なう」を「インターネットの利用その他の適切な方法により行う」に改め、同条第二項中「岐阜県公報の発行」を「公表」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

財政状況の公表方法を変更するため、この条例を定めようとする。